



2025 No. 610

6・7
月号

社会保険

ながさき

一般財団法人長崎県社会保険協会 長崎県長崎市松山町4番52号 TEL (095) 844-7120 <https://shaho-nagasaki.or.jp/>

新 R7..4~

YUTTARI LAND TSUSHIMA
湯多里ランドつしま

新 R7..5~

天空の宿 山暖蓐
あまのれん
ささば自然温泉にふくまの宿

新 R7..5~

平戸海峡を渡る サムソンホテル
海と潮風のスパ SAMSON HOTEL

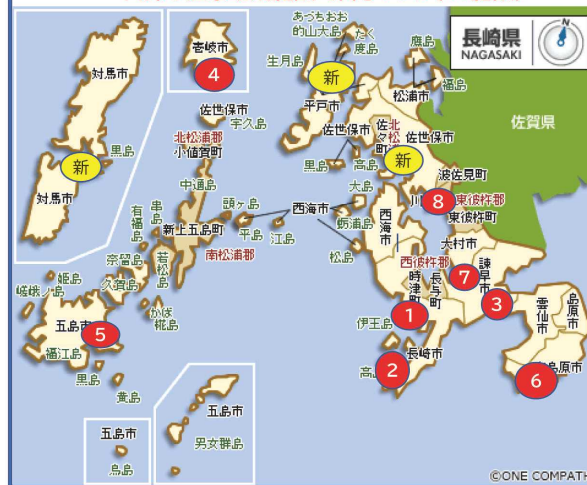
1

稲佐山温泉
one day Spa resort
Amandi
ホテルアマンディ

2

天然炭酸温泉
のもん湯

日帰り温泉助成施設 県内マップ(11施設)



8

川棚大崎温泉 しおいの湯

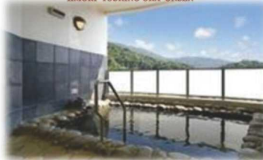


7

長崎温泉 喜道庵



3

天然温泉
いもり 月の丘温泉
IMORI TSUKINO OKA ONSEN

4

スカイコート
太安閣
sky station TAANAKU

5

富江温泉センターたっしゃかランド



6

原城温泉 真砂



※お申し込みについては7ページの申込書をご利用下さい。

Contents

日本年金機構 年金事務所

- 算定基礎届等の提出のお願い 2
- 「電子申請」による提出・「電子媒体」による提出 2
- 「届出用紙」による提出 3

全国健康保険協会 長崎支部

- 従業員の『健診結果』把握していますか? 4
- 長崎支部公式LINE始まっています! 4
- 事業所と協会けんぽの橋渡し役!
『健康保険委員』をご存じですか? 5
- はり・きゅう、あんま・マッサージのかかり方 5

一般財団法人長崎県社会保険協会

- 社会保険事務講習会(初級編)のお知らせ 6
- 労働保険事務・年金セミナーのお知らせ 6
- 日帰り温泉利用補助のご案内 7
- 社会保険「海の家」(栈敷席)を開設します 7
- 社会保険事務講習会(中級編)及び
「社会保険ゴルフ大会」開催のご案内 7
- 歯科健診のご案内 8

回 覧

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

事業所内で回覧をお願いいたします。

算定基礎届等の提出のお願い

事業主の皆様には、毎年1回、7月1日現在におけるすべての被保険者（社会保険に加入している従業員）の標準報酬月額を決定するために、「算定基礎届」をご提出いただいております。この「算定基礎届」により決定された標準報酬月額は、原則として1年間（9月から翌年8月まで）固定され、納めていただく保険料の計算や、将来受け取る年金額等の計算の基礎となるものです。

算定基礎届およびその他必要となる届書を提出期間内にご提出いただきますようお願いいたします。

提出期間：令和7年7月1日（火） から 7月10日（木） まで
提出方法：電子申請 または 郵送

算定基礎届に関するご案内、紙届書（※）、提出用封筒は令和7年6月中旬より順次お送りします。

（※）紙届書の送付は希望されている事業所様のみ

次の①、②、③のいずれか1つの方法でご提出ください。（決定通知書の発行は「①電子申請」が一番早くなります。）

① 「電子申請」 による提出

【提出物】

- (1)被保険者報酬月額算定基礎届 70歳以上被用者算定基礎届（CSVファイル）
 - (2)被保険者報酬月額変更届 70歳以上被用者月額変更届（※）（CSVファイル）
- ※令和7年7月に随時改定者がいる場合のみ

【手続き方法1（GビズIDを利用する場合）】

- 上記(1)および(2)は「届書作成プログラム」、自社システムまたは労務管理システムで申請データを作成し、「届書作成プログラム」から電子申請を行ってください。また、オンライン事業所年金情報サービスでは被保険者整理番号、被保険者氏名、従前の標準報酬月額等の被保険者データを取得することができますのでぜひご利用ください。（自社システムまたは労務管理システムで申請データを作成した場合は、「届書作成プログラム」で仕様チェックを実施してください。）

【手続き方法2（e-Govを利用する場合）】

「GビズID」のアカウントまたは電子証明書を取得のうえ、e-Gov〔イーガブ〕を利用し、電子申請を行ってください。自社でお使いのソフトで作成されたcsvファイルを添付する方式もございます。

- 詳細は、日本年金機構ホームページのほか、以下のホームページをご覧ください。

・ GビズID <https://gbiz-id.go.jp>



二次元コードから簡単アクセス！

・ e-Gov〔イーガブ〕 <https://www.e-gov.go.jp/>

② 「電子媒体」 による提出

【提出物】

- (1)被保険者報酬月額算定基礎届 70歳以上被用者算定基礎届（CD または DVD）
 - (2)電子媒体届書総括表（紙の届書）
 - (3)被保険者報酬月額変更届 70歳以上被用者月額変更届（※）（CD、DVD または紙の届書）
- ※令和7年7月随時改定者がいる場合のみ

【手続き方法】

上記(1)および(3)は日本年金機構ホームページから「届書作成プログラム」をダウンロードし、提出する電子媒体を作成してください。

「届書作成プログラム」、自社システムまたは労務管理システムで作成した申請データは、「届書作成プログラム」より電子申請ができます。紙届書や電子媒体届書に比べ、決定通知書の発行が早くなる等のメリットがありますので、電子申請の利用をご検討ください。

申請方法等の詳細は、日本年金機構ホームページをご覧ください。

- 自社システムまたは労務管理システムで電子媒体を作成した場合は、「届書作成プログラム」で仕様チェックを実施したうえで、ご提出ください。
- 届出にあたっては、パスワードを設定する等、申請データを暗号化のうえ、福岡広域事務センター（〒812-8579 福岡市博多区榎田1-2-55）へ直送していただきますようお願いいたします。（申請データの暗号化方法は日本年金機構ホームページをご確認ください。）
- 提出の際はCD・DVDの表面に、「事業所名」「提出元ID」「媒体通番」を油性ペン等消えにくいものでご記入ください。

③ 「届出用紙」による提出

【提出物】

- (1)被保険者報酬月額算定基礎届 70歳以上被用者算定基礎届（紙の届書）
 - (2)被保険者報酬月額変更届 70歳以上被用者月額変更届（※）（紙の届書）
- ※令和7年7月随時改定者がいる場合のみ

【手続き方法】

紙届書の送付を希望されている事業所様へは、被保険者の情報を印字した「被保険者報酬月額算定基礎届70歳以上被用者算定基礎届」とともに「算定基礎届の記載例」をお送りしますので、記載例をご参照のうえ届書に記入してください。

- 被保険者の氏名等を印字している「算定基礎届」は、5月19日までに日本年金機構で入力処理した情報をもとに作成しています。5月31日以前に資格取得した被保険者の情報が記載されていない場合は「算定基礎届」に氏名等を直接追記してください。また、各種届書の提出日によって情報が記載されていない場合がありますので、必要に応じて「算定基礎届」へ修正・追記をお願いします。
- 追記するための欄が足りない場合は届出用紙を送付しますので、管轄の年金事務所までご連絡ください。日本年金機構ホームページから届出用紙をダウンロードすることもできます。

< 届出にあたっての留意事項 >

- お送りする届出用紙により、ご提出いただくようお願いします。
- 届出様式を独自に作成する場合は、バーコードが印刷された日本年金機構ホームページに掲載している様式に合わせていただきますようご協力をお願いします。
- 返信用封筒には、上記(1)および(2)以外の届書を同封しないでください。
- 上記(1)及び(2)の報酬月額の「⑭総計」欄への記入漏れが多数見受けられますので、必ずご記入ください。

オンライン事業所年金情報サービスもご利用ください。

毎月の社会保険料額情報、決定通知書、算定基礎届にもお使いいただける被保険者データ等がオンラインで取得できます。GビズIDをお持ちの方であればe-Govにてお申込みいただけます。

ねんきん加入者ダイヤル（日本年金機構「オンライン事業所年金情報サービス」照会窓口）



0570-007-123 [2番をお選びください]

050から始まる電話でおかけになる場合は **03-6837-2913**

〈受付時間〉 月～金曜日：午前8時30分～午後7時00分
第二土曜日：午前9時30分～午後4時00分

SNSでも情報を発信しております。ぜひご覧ください。

日本年金機構公式X(旧Twitter) (@Nenkin_Kikou)

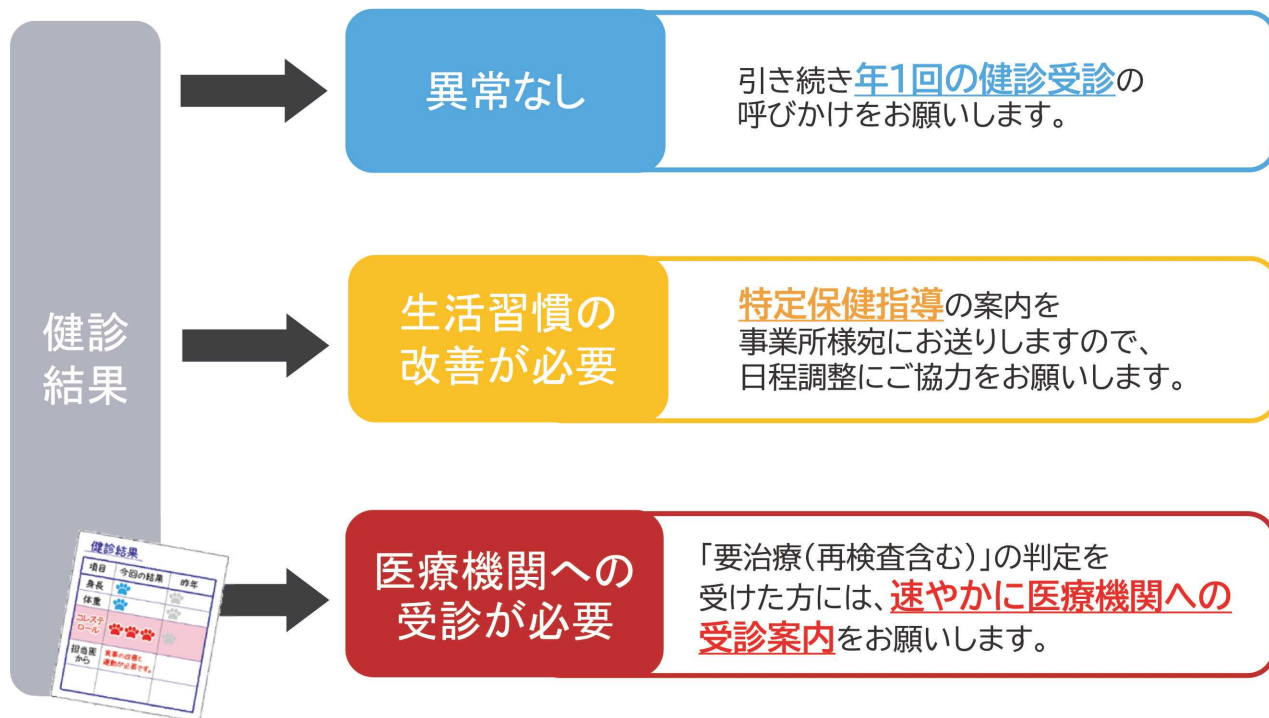
日本年金機構ホームページ (<https://www.nenkin.go.jp>)



二次元コードから
簡単アクセス！

従業員の『健診結果』把握していますか？

健診を受けた後の行動が大切です！



事業所担当者様は従業員様の健診結果を把握し、必要な方には特定保健指導の利用や医療機関受診の声掛けをよろしくお願いいたします。



従業員が元気に働くためには、サインを見逃さないことが大切。
「従業員は企業の財産」です！

長崎支部公式LINE始まっています！

協会けんぽ長崎支部公式LINEの運用が始まっています！

「季節の健康情報」や「健康保険についての情報」など月2回ほど発信しています。

健康づくり等にお役立ていただける情報を発信しておりますので、皆さまのご登録お待ちしております！



お友だち登録方法はとっても簡単！
右の二次元コードを読み取るだけ！



事業所と協会けんぽの橋渡し役！

『健康保険委員』をご存じですか？

協会けんぽ長崎支部では、健康保険事業の推進にご協力いただける方を、「健康保険委員」として募集しています。登録料、年会費は無料です！

健康保険委員の役割

協会けんぽから送付される広報誌の回覧や、事業所の皆さまの健康づくりへの呼びかけ等にご協力をお願いします。
何かを義務付けられたり、強制的なお仕事はございません。

登録には「**健康保険委員登録票**」をFAXまたは郵送でお送りください。

●HPからダウンロードする場合

協会けんぽ長崎支部ホームページ＞「健康保険委員」＞「健康保険委員について」
→このページからダウンロードできます

●電話で取り寄せる場合

TEL：095-829-6000（音声ガイダンス4番） 協会けんぽ長崎支部 企画総務グループ

はり・きゅう、あんま・マッサージのかかり方

はり・きゅう、あんま・マッサージの施術については、一定の要件を満たす場合に健康保険の対象となります。健康保険の対象とならない場合に健康保険を使用されたときは、その治療費を負担していただくことがあります。

健康保険の対象になる場合

はり・きゅう

①神経痛、②リウマチ、③五十肩、④頸腕症候群、⑤腰痛症、⑥頸椎捻挫後遺症、⑦その他慢性的な疼痛を主症とする疾患で、医師による適当な治療手段がなく、はり・きゅうの施術を受けることを認める医師の同意がある場合。

※いずれも、医師の同意は6か月ごとに必要です。

あんま・マッサージ

筋麻痺、関節拘縮等の症状が認められ、症状の改善を目的として、あんま・マッサージ・指圧師の施術を受けることを認める医師の同意がある場合。

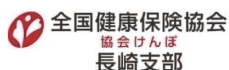
健康保険の対象にならない場合

はり・きゅう

病院、診療所などで同じ対象疾患の治療を受けている間は、はり・きゅうの施術を受けても健康保険の対象にはなりません。※「治療」には湿布や薬の処方を含みます。

あんま・マッサージ

疲労回復、慰安目的、疾病予防のマッサージ等は健康保険の対象となりません。



〒850-8537 長崎市大黒町9-22 大久保大黒町ビル本館8階
電話：095-829-6000
(受付時間/平日8：30～17：15)

協会けんぽ長崎

検索

メルマガ無料配信中



協会けんぽ長崎支部キャラクター

＼尾まがり猫家族／





社会保険事務講習会（初級編）のお知らせ

会員事業所無料

初任者・新任者及び参加を希望する社会保険事務担当者様を対象に開催します。

開催日	会場	定員
7月10日（木）	アルカスSASEBO（佐世保市三浦町）	50名程度
7月11日（金）	長崎県市町村会館（長崎市栄町）	50名程度
7月18日（金）	諫早商工会館（諫早市高城町）	50名程度

各会場共通

- 開会13：10
- 終了16：20

- ◆対象者 会員事業所社会保険事務担当者 ◆講師 年金事務所及び協会けんぽ長崎支部の担当者
- ◆内容 社会保険と年金等の適用、給付 ◆参加費 無料（非会員事業所の方は資料代等3,000円が必要です）
- ◆お申込 下記申込書をご記入いただき、FAXでお申し込みください。ホームページからもお申込みできます。詳細は後日連絡します。（FAX、メール申込は返信します）

社会保険事務講習会（初級編）参加申込書

※希望会場に○を付してください。定員になり次第締め切ります。

参加希望会場	1. 佐世保会場	2. 長崎会場	3. 諫早会場
参加者氏名			
事業所名 事業所の所在地	事業所名		担当者
	〒 - 所在地		
	電話 - -		返信 FAX - -

※このお申込書にご記入いただいた個人情報は本事業の運営およびそれに関するご連絡等以外に使用しません。

●労働保険事務・年金セミナーのお知らせ

会員事業所無料

開催日	会場	定員
8月6日（水）	アルカスSASEBO（佐世保市三浦町）	50名程度
8月19日（火）	諫早商工会館（諫早市高城町）	50名程度
8月22日（金）	長崎県市町村会館（長崎市栄町）	50名程度

各会場共通

- 開会13：10
- 終了16：00

- ◆対象者 会員事業所に勤務され参加を希望する方。
- ◆講師 特定社会保険労務士 年金事務所担当者
- ◆内容 労働者災害補償保険、雇用保険実務及び年金の給付
- ◆参加費 無料（非会員事業所の方は資料代等として3,000円負担ください）

労働保険事務・年金セミナー参加申込書

※希望会場に○を付してください。定員になり次第締め切ります。

参加希望会場	1. 佐世保会場	2. 諫早会場	3. 長崎会場
参加者氏名	複数参加可		
事業所名 事業所の所在地	事業所名		担当者
	〒 - 所在地		
	電話 - -		返信 FAX - -

※このお申込書にご記入いただいた個人情報は本事業の運営およびそれに関するご連絡等以外に使用しません。

日帰り温泉利用補助のご案内及び社会保険「海の家」 栈敷席のご案内

●日帰り温泉利用補助のご案内

申込書にご記入いただきFAXでお申し込みください。利用券の発行はなくなり次第終了となりますのでご了承ください。
※ 1 枚につき 1 回限り利用補助（200円）します。差額と利用券を添えて精算してください。
※発行枚数には限りがございますので、お早めにお申し込みください。

①稲佐山温泉 アマンディ ☎ 095-862-5555 長崎市曙町39-38	⑦長崎温泉 喜道庵 ☎ 095-887-4126 西彼杵郡長与町岡郷2791-1
②天然炭酸温泉 のもん湯 ☎ 095-893-1126 長崎市野母町692-1	⑧川棚大崎温泉 しおさいの湯 ☎ 0956-82-6868 東彼杵郡川棚町小串郷237
③いいもり 月の丘温泉 ☎ 0957-28-4141 諫早市飯盛町平木場279	新 湯多里ランド つしま ☎ 0920-54-3336 対馬市美津島鶏知乙1168-1
④壱岐 ステラコート太安閣 ☎ 0920-47-3737 壱岐市郷ノ浦町本村舳760-1	新 平戸田平 サムソンホテル ☎ 0950-57-1110 平戸市田平町野田免210-6
⑤富江温泉センター たっしゃかランド ☎ 0959-86-3939 五島市富江町松尾662-2	新 つしま 世知原温泉 山暖簾 ☎ 0956-76-2900 佐世保市世知原町上野原316
⑥原城温泉 真砂 ☎ 0957-85-3155 南島原市南有馬町丁133	

●社会保険「海の家」（栈敷席）を開設します

＜開設期間＞
7月中旬から8月中旬まで（施設が営業する期間）
＜開設予定場所＞
長崎市高浜町（高浜海水浴場）
東彼杵郡川棚町（大崎半島海水浴場）
※ 1 枚につき 1 回限り利用補助（300円）します。差額と利用券を添えて精算してください。
※発行枚数には限りがございますので、お早めにお申し込みください。

利用券申込書（温泉施設 ・ 海の家） ※〇印を付してください。

事業所名 所在地等	〒 - 事業所の住所
	事業所名
	電話番号 ()
	ご担当者名

五島 社会保険事務講習会（中級編）及び「社会保険ゴルフ大会」開催のご案内

五島地区において開催します。多数ご参加をお願いします。

＜社会保険事務講習会（中級編）＞

- ・開催日：9月26日（金）
- ・会 場：福江文化会館
- ・講 師：年金事務所担当者、社会保険労務士

※詳細、申し込みについては、ホームページでご確認ください。

＜社会保険ゴルフ五島地区大会＞

- ・開催日：9月27日（土）8：30スタート
- ・場 所：五島カントリークラブ
- ・その他：8：30スタート4組



無料歯科健診のご案内

皆さん、歯科健診は定期的に受けられていますか。

お口の中の状態は全身の健康に影響を与えていると言われています。

長崎県社会保険協会では、今年度、歯科健診を行うこととしました。

健診費用は**無料**ですので、この機会での受診をお勧めします。

歯科健診の流れ、チラシは当協会のホームページへ掲載していますので、そちらをご参照ください。

(注) 先着順となっていますので早めにお申込みください。

◆**対象者** 会員事業所に勤務される被保険者及び被扶養者（高校生までを除く）

◆**内 容** 口腔診査、口腔衛生指導（ブラッシング指導等）

◆**その他** 下記調書をFAX後、歯科健診受診申込書を人数分送付いたします。



歯科健診受診希望者調書

事業所名	担当者				
事業所所在地	〒	—	所在地		
	電話	—	—	FAX	—
受診希望者数	名				

※このお申込書にご記入いただいた個人情報 は本事業の運営およびそれに関するご連絡等以外に使用しません。

令和7年6月・7月

出張年金相談所のご案内

各年金事務所では出張年金相談所を開設しています。どうぞご利用ください。

出張年金相談は予約制です。予約に関しましては市町窓口にお問い合わせください。ただし、西海市、平戸市、松浦市、対馬市、島原市、東彼杵町、川棚町、波佐見町の予約は管轄年金事務所にお申し込みください。五島市、杵岐市の予約はテレビ電話相談予約電話へお申し込みください。相談においての際は、年金証書、振込通知書、年金手帳、被保険者証など、ご本人であることを確認できるものを必ずお持ちください。代理の方が相談を受けられる場合は、委任状、印鑑及び本人確認ができる身分証明書（運転免許証等）が必要です。

長崎南年金事務所 〒850-8533 長崎市金屋町3-1 ☎095-825-8707

開設日	時間	市町名	場所
令和7年6月12日(木)	9:00~12:00 13:00~15:00	新上五島町	新上五島町役場会議室
令和7年7月9日(水)	9:00~12:00 13:00~16:00	新上五島町	新上五島町役場会議室
令和7年7月10日(木)	9:00~12:00 13:00~15:00	新上五島町	新上五島町役場奈良尾支所会議室

五島市にお住まいの方は『テレビ電話相談』をご利用ください

個室でプライバシーに配慮しています

むずかしい操作は一切ありません

予約制でお待たせしません

対面相談と同じ相談ができます

会 場：五島市役所 1階 第2相談室

(午前9時から午後4時まで 土日祝日、年末年始を除く)

予約電話：095-808-7639

(長崎南年金事務所 受付時間 午前9時00分~午後4時00分)

長崎北年金事務所 〒852-8502 長崎市稲佐町4-22 ☎095-861-1354

開設日	時間	市町名	場所
令和7年6月5日(木)	11:00~12:00 13:00~15:00	西海市	西海市役所西海総合支所
令和7年6月25日(水)	14:00~17:00	対馬市	対馬市役所峰行政サービスセンター
令和7年6月26日(木)	9:00~12:00 13:00~15:00	対馬市	対馬市役所上対馬総合センター
令和7年7月3日(木)	11:00~12:00 13:00~15:00	西海市	西海市役所西海総合支所
令和7年7月23日(水)	13:30~17:00	対馬市	対馬市役所美津島行政サービスセンター
令和7年7月24日(木)	9:00~12:00 13:00~16:00	対馬市	対馬市役所別館会議室

杵岐市にお住まいの方は『テレビ電話相談』をご利用ください

個室でプライバシーに配慮しています

むずかしい操作は一切ありません

予約制でお待たせしません

対面相談と同じ相談ができます

会 場：杵岐市役所芦辺庁舎 1階 相談室

(午前9時から午後4時まで 土日祝日、年末年始を除く)

予約電話：095-861-1354

(長崎北年金事務所 受付時間 午前8時30分~午後4時30分)

佐世保年金事務所 〒857-8571 佐世保市稲荷町2-37 ☎0956-34-1189

開設日	時間	市町名	場所
令和7年6月3日(火)	10:00~12:00 13:00~15:00	平戸市	平戸市役所会議室
令和7年6月10日(火)	10:30~12:00 13:00~15:00	平戸市	平戸市役所生月出張所会議室
令和7年6月19日(木)	10:00~12:00 13:00~15:00	松浦市	松浦市役所会議室
令和7年7月1日(火)	10:00~12:00 13:00~15:00	平戸市	平戸市役所会議室
令和7年7月10日(木)	10:00~12:00 13:00~15:00	松浦市	松浦市役所会議室
令和7年7月23日(水)	13:00~16:30	佐世保市	佐世保市役所宇久行政センター会議室
令和7年7月24日(木)	8:30~12:00	小値賀町	小値賀町役場会議室

諫早年金事務所 〒854-8540 諫早市栄田町47-39 ☎0957-25-1662

開設日	時間	市町名	場所
令和7年6月3日(火)	10:00~12:00 13:00~15:00	川棚町	川棚町役場相談室
令和7年6月10日(火)	10:00~12:00 13:00~15:00	島原市	島原市役所会議室
令和7年6月17日(火)	10:00~12:00 13:00~15:00	南島原市	南島原市役所加津佐支所相談室
令和7年6月24日(火)	10:00~12:00 13:00~15:00	南島原市	南島原市役所深江支所会議室
令和7年7月8日(火)	10:00~12:00 13:00~15:00	島原市	島原市役所会議室
令和7年7月15日(火)	10:00~12:00 13:00~15:00	南島原市	南島原市役所北有馬支所応接室
令和7年7月29日(火)	10:00~12:00 13:00~15:00	南島原市	南島原市役所布津支所会議室

長崎県の社会保険 事業概要 令和7年4月現在

	事業所数 (船舶所有者数)	被保険者数	平均標準 報酬月額
健康保険	24,591	263,284	280,028
船員保険	265	3,277	384,452
厚生年金保険	25,020	287,215	274,059

